

(資料四)

令和五年二月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	1
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	2
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	2
島根県東京宿泊施設管理基金条例を廃止する条例	2
島根県部設置条例の一部を改正する条例	3
会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例	3
島根県手数料条例の一部を改正する条例	4
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	8
警察に関する手数料条例の一部を改正する条例	9
島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	10
島根県認定こども園の認定要件に関する条例及び島根県子ども・子育て支援推進会議条例の一部を改正する条例	12
県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例	12

島根県立古代出雲歴史博物館条例の一部を改正する条例	13
貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	14
島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	14
島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	15

令和5年2月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第25号議案

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

1 提案理由

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

次に掲げる条例の規定の整理

- (1) 島根県立古代出雲歴史博物館条例
- (2) 島根県立美術館条例
- (3) 島根県暴力団排除条例

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

第26号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

職員の年齢構成が今後大きく変化する見込みである中、政策立案能力及びマネジメント能力を若手の時期から段階的かつ長期的に向上させていくため、本庁に係制を導入することに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

行政職給料表、研究職給料表、医療職給料表(2)及び医療職給料表(3)の適用を受ける職員の職務の級の分類の基準を定めた級別基準職務表を改めること。

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

第27号議案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

職員の退職手当について、国家公務員の退職手当制度の改正に準じて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

任用期間を定めて雇い入れられる職員を常勤職員とみなして職員の退職手当に関する条例を適用する要件のうち、勤務日数に係る要件を緩和すること。

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

第28号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

組織改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

放射線取扱業務等従事手当の支給対象公署の改正

改正前	改正後
防災部原子力安全対策課	原子力環境センター

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

第29号議案

島根県東京宿泊施設管理基金条例を廃止する条例

1 提案理由

県が東京都に設置した宿泊施設を廃止したことに伴い、基金の設置を要しなくなることから、島根県東京宿泊施設管理基金条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

- 2 施行期日
令和5年4月1日から施行する。

第30号議案

島根県部設置条例の一部を改正する条例

- 1 提案理由
地域振興部の所掌事務の一部を防災部の所掌事務とするため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
- 2 条例の概要
地域振興部の所掌事務のうち、エネルギー対策に関する事項を防災部の所掌事務とすること。
- 3 施行期日
令和5年4月1日から施行する。

第31号議案

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例

- 1 提案理由
職員の給与に関する条例等の改正を踏まえ、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
- 2 条例の概要
(1) 会計年度任用職員の報酬の上限額の改定

職員の種別	区分	改正前	改正後
一般業務に従事する者	日額	9,100円	9,200円
	月額	144,800円	147,300円
資格免許を要する業務及びそれに準ずる業務に従事する者	日額	10,000円	10,100円
	月額	165,000円	167,800円
	時間額	1,300円	1,310円
教育業務に従事する者	月額	332,500円	332,900円
調査研究業務に従事する者	日額	12,000円	12,600円
	月額	234,000円	236,500円

医療業務に従事する者	月額	176,000円	178,800円
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する者	月額	205,000円	208,400円
軽作業に従事する者	日額	6,400円	6,700円
	時間額	830円	870円

(2) 会計年度任用職員の期末手当の支給割合の改正

支給月	改正前	改正後
6月	100分の115	100分の120
12月	100分の115	100分の120

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

第32号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題作成事務の委託に係る単価の改定及び関係法令の改正に伴い、県が徴収する手数料について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 介護保険法関係手数料

介護支援専門員実務研修受講試験に係る手数料の額の改定

改正前	改正後
8,640円	8,240円

(2) 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料

ア 低炭素建築物新築等計画の認定に係る手数料の新設

㍿ 一戸建ての住宅について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合

区分	手数料の額
床面積の合計が200平方メートル未満のもの	18,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合において

	は、5,000円)
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)

(イ) 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円)
住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	57,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円)
住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	102,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、45,000円)
住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	149,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、77,000円)

イ 低炭素建築物新築等計画の変更の認定に係る手数料の新設

(ア) 一戸建ての住宅について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル未満のもの	9,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)
計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル以上のもの	10,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)

(イ) 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用

いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
住宅部分の計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。）が300平方メートル未満のもの	32,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）
住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	57,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）
住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	102,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、45,000円）
住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	149,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、77,000円）

ウ その他規定の整備

(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料

ア 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る手数料の新設

ア 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）

住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	56,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）
住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	102,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、45,000円）
住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	149,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、77,000円）

(イ) 一戸建ての住宅について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
床面積の合計が200平方メートル未満のもの	18,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）

イ 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定に係る手数料の新設

(ア) 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）
住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	56,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）
住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方	102,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合に

メートル以上5,000平方メートル未満のもの	あつては、45,000円)
住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	149,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、77,000円)

(イ) 一戸建ての住宅について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル未満のもの	9,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円)
計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル以上のもの	10,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円)

ウ その他規定の整備

3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、2の(1)については、令和5年4月1日から施行する。

第33号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

関係法令の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 建築基準法に基づく事務のうち、次の事務を浜田市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、川本町、津和野町、吉賀町及び隠岐の島町に権限移譲すること。

ア 住宅又は老人ホーム等に設ける給湯設備の機械室等の容積率に関する特例の認定に係る申請の受理

イ 第一種低層住居専用地域等内又は高度地区内において、再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置のために必要な屋根に関する工

- 事等を行う建築物の高さの制限の特例の許可に係る申請の受理
- (2) 児童福祉法に基づく事務のうち、次の事務を海士町に権限移譲すること。
- ア 都道府県知事等に対する認可外保育施設の設置者に関する情報その他の参考となるべき情報の提供の要求
- イ 認可外保育施設の事業の停止又は施設の閉鎖の命令をした旨の公表
- (3) 旅券法に基づく事務のうち、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町に権限移譲している一般旅券の発給の申請の受理及びこれに伴う確認等の事務並びに一般旅券の紛失又は焼失の届出の受理及びこれに伴う確認等の事務について、新たに導入される電子手続による申請等に係る事務は県が行うこととする。
- (4) 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備
- (5) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正
- 3 施行期日
- 令和5年4月1日から施行する。ただし、2の(3)については同年3月27日から、2の(5)については公布の日から施行する。

第34号議案

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

道路交通法の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 特定自動運行等の許可に係る手数料の新設

区 分	手数料の額	
特定自動運行の許可	1 件につき	79,200円
特定自動運行計画の変更の許可	1 件につき	78,500円

(2) 運転免許に付されたサポートカー限定条件（自動車の種類を限定する

条件であって、交通事故の防止又は被害軽減に資するものをいう。)を解除するための審査に係る手数料の新設

区 分	手数料の額	
公安委員会が提供する自動車を使用しないで審査を受ける場合	1 件につき	1,400円
公安委員会が提供する自動車を使用して審査を受ける場合	1 件につき	2,850円

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。ただし、2の(2)については、公布の日から施行する。

第35号議案

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行等に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 改正の内容

ア 児童の安全確保のための計画策定等

(ア) 児童福祉施設(助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。(イ)において同じ。))及び障害児通所支援事業者は、児童の安全の確保を図るため、安全計画を策定しなければならないこと。

(イ) 児童福祉施設、障害児通所支援事業者及び認定こども園(幼保連携型認定こども園を除く。(ウ)において同じ。))は、児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の方法により児童の所在を確認しなければならないこと。

(ウ) 保育所及び児童発達支援センター、児童発達支援事業者及び放課後等デイサービス事業者並びに認定こども園は、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、児童の降車の際に、ブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を用いて児童の

所在を確認しなければならないこと。

イ 業務継続計画の策定等

ア) 児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センターを除く。(イ)において同じ。）は、感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を策定するよう努めなければならないこと。

イ) 児童福祉施設は、職員に対して感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を実施するよう努めなければならないこと。

ウ 児童と障害児を交流させて保育する場合における職員等の要件

ア) 保育所等の児童と児童発達支援センター又は児童発達支援事業所の障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、児童への保育に併せて従事させることができること。

イ) 他の社会福祉施設と併設する保育所における児童の居室及び保育所に特有の設備並びに児童の保護に直接従事する保育士について、保育に支障がない場合は、併設する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができること。

エ 保育士の数の算定において、当分の間、看護師等を1人に限って保育士とみなすことができる特例について、乳児4人以上を入所させる保育所に限定する規定を削除すること。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けられることができる体制を確保しなければならないこと。

オ 児童福祉法の改正に伴う懲戒に係る権限の濫用禁止に係る規定の削除

カ 引用する省令の題名の改正

(2) 改正を要する条例

条 例 の 題 名	改正の内容
島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	(1)のアからカまで
島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条	(1)のア、ウのア及びオ

例	
島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	(1)のアの(ア)及び(イ)並びにオ
島根県認定こども園の認定要件に関する条例	(1)のアの(イ)及び(ウ)

- 3 施行期日
令和5年4月1日から施行する。

第36号議案

島根県認定こども園の認定要件に関する条例及び島根県子ども・子育て支援推進会議条例の一部を改正する条例

- 1 提案理由
こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
- 2 条例の概要
次に掲げる条例の引用する条項の整理
 - (1) 島根県認定こども園の認定要件に関する条例
 - (2) 島根県子ども・子育て支援推進会議条例
- 3 施行期日
令和5年4月1日から施行する。

第37号議案

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例

- 1 提案理由
児童数及び生徒数の変動等に伴い、職員の定数を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
- 2 条例の概要
高等学校の教育職員等の定数の改正

区 分		改正前	改正後	増 減
高等学校	教育職員	1,599人	1,595人	4人
	事務職員及び技術職員	186人	185人	1人
特別支援学 校	教育職員	988人	962人	26人
	事務職員及び技術職員	80人	80人	-
小学校、中 学校及び義 務教育学校	教育職員	5,026人	5,065人	39人
	事務職員及び技術職員	358人	355人	3人

- 3 施行期日
令和5年4月1日から施行する。

第38号議案

島根県立古代出雲歴史博物館条例の一部を改正する条例

- 1 提案理由
島根県立古代出雲歴史博物館に休館日を設けるため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
- 2 条例の概要
- (1) 島根県立古代出雲歴史博物館の休館日は、毎月第1火曜日及び第3火曜日とすること。
 - (2) (1)に規定する日が国民の祝日に関する法律に規定する休日又は1月2日、同月3日、5月1日、同月2日若しくは8月15日に当たるときは、その日の属する週の翌週の火曜日を休館日とすること。
 - (3) 指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を受けて、休館日を変更することができること。
- 3 施行期日
令和5年10月1日から施行する。

第39号議案

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

島根県獣医師修学資金の返還債務の免除に関する事項について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

島根県獣医師修学資金に係る返還債務の免除の条件及び範囲を次のとおり追加すること。

免除の条件	免除の範囲
大学の課程を修了した日の属する月の翌月の初日から2年を経過する日の翌日までの間に、県の職員として獣医師の業務に就き、かつ、引き続いてその業務に従事した期間が貸与期間の2分の3（貸し付けた資金の月額が12万円を超える場合にあっては、3分の5）に相当する期間に満たないとき。	債務の一部

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

第40号議案

島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

1 提案理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 住宅又は老人ホーム等に設ける給湯設備の機械室等の容積率に関する特例の認定に係る手数料の新設

手数料を納付しなければならない者	手数料の額
住宅又は老人ホーム等に設ける給湯設備の機械室等の容積率に関する特例の認定を受けようと	申請1件につき 27,300円

する者

- (2) 第一種低層住居専用地域等内又は高度地区内において、再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置のために必要な屋根に関する工事等を行う建築物の高さの制限の特例の許可に係る手数料の新設

手数料を納付しなければならない者	手数料の額
第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの許可を受けようとする者	申請 1 件につき 161,000円
高度地区内における建築物の高さの最高限度の特例の許可を受けようとする者	申請 1 件につき 161,000円

- (3) 一団地の総合的設計制度の認定等に係る手数料に関する規定の整備
(4) 引用する条項の整理

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

第41号議案

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

三隅川発電所の設備の更新に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

発電所の最大出力の変更

名 称	改正前	改正後
三隅川発電所	7,400キロワット	7,900キロワット

3 施行期日

規則で定める日から施行する。